

大口町告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月12日

大口町長 鈴木雅博

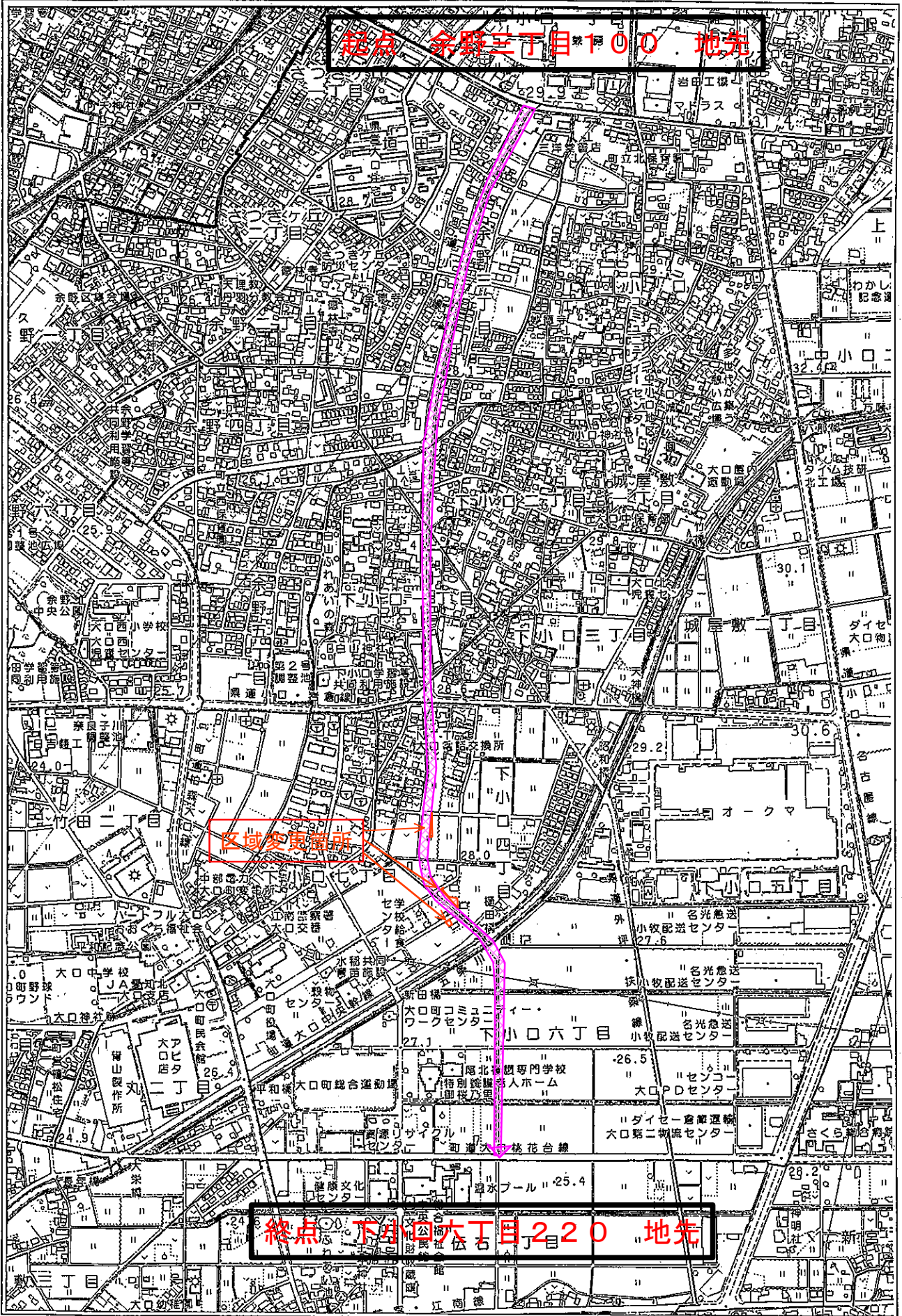
道路の区域変更

路線 番号	路線名	新旧	区 間	敷地幅員	延長
7	小口線	旧	余野三丁目 100 地先から 下小口六丁目 220 地先まで	16.0～22.8m	2098.5m
		新	余野三丁目 100 地先から 下小口六丁目 220 地先まで	16.0～34.0m	2098.5m

道路区域変更図

位置図

S = 1/10,000



道路区域変更箇所詳細図

N
1:2,500

